

北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画変更業務委託

一般仕様書

〔1〕 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、盛岡市において、北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画を定めるにあたり、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。なお、本仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項は、岩手県県土整備部発行の「設計業務共通仕様書」(令和4年10月以降適用)によるものとする。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うにあたっては、公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって発注者の契約約款に定めるものの外、次の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届
- (ロ) 工程表
- (ハ) 管理技術者届
- (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届
- (ヘ) 納品書
- (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせる

とともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合は、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は調査及び計画にあたり、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査と関連性、公害防止計画との整合性、総合的效果、当該地域に係る下水道の全体計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打ち合わせを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打ち合わせの後、施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (3) 打ち合わせには議事録を執り、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 調査及び計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者の調査収集した資料及び関係者の打ち合わせ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて事業計画を作成するものとする。ただし、事業計画の作成にあたり、別紙「標準業務内容」の作業内容等を変更する必要がある場合は、発注者と協議すること。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は次のとおりとし、業務項目に計上しているものを調査職員と協議して納品する。

(1) 事業計画申請図書

(イ) 事業計画書	A 4 版製本	25部
(ロ) 事業計画説明書	A 4 版製本	25部
(ハ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺1/10,000程度）	白焼き	25部及び原図
(ニ) 主要な管きよの区画割施設平面図（雨水）（縮尺1/2,500程度）	白焼き	2部及び原図
(ホ) 主要な管きよの縦断面図（雨水）（縮尺 横1/2,500程度、縦1/100程度）	白焼き	2部及び原図
(ヘ) 主要な管きよの流量計算書（雨水）	白焼き	2部及び原図
(ト) 3.1(1)に関する電子データ		一式

（ファイル形式については発注者と受注者で協議することとする。）

(2) その他参考図書

(イ) 区画割平面図（雨水）（縮尺1/2,500程度）		1部
(ロ) 枝線の管きよ流量計算書		1部
(ハ) その他必要に応じ指示した資料		
(ニ) 3.1(2)に関する電子データ		一式

（ファイル形式については発注者と受注者で協議することとする。）

(3) 打ち合わせ議事録

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、次に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- 1 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）

- 2 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- 3 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- 4 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- 5 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- 6 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- 7 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- 8 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- 9 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- 10 バイオソリッド利活用基本計画（下水道汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- 11 新都市計画の手続（都市計画協会）

北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画変更業務委託

特記仕様書

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

(1) 事業計画（流域関連、雨水計画のみ、測量なし）

北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画区域約4,819ha（雨水）に対する
変更対象面積（雨水計画のみ） 別紙「標準業務内容」のとおり

※詳細箇所は契約後に説明する。

3. その他特記事項

- (1) 業務の実施にあたっては、盛岡市公共下水道全体計画、北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画の他、本計画の上位計画である北上川上流流域下水道（都南処理区）全体計画及び同事業計画を参考にして、全体計画及び事業計画策定に必要な図書を作成する。
- (2) 関係機関等と協議が必要となった場合、受注者が協議資料等を作成するものとする。
- (3) 受注者は、業務完了後においても、本業務に関連しての再検討や修正等が必要となった場合には、発注者に協力するものとする。

標準業務内容
事業計画変更

作業項目	作業内容	
	区 分	作業の範囲
5. 雨水管きょ計画		
5-4 枝線ルートを選定	ルートの流向の決定 現地踏査	地形、主要な地下埋設物、現地調査等を考慮した事業計画区域内の枝線配置の検討 宅地地盤との関連確認、地形の確認、歩道橋、地下道の確認、立体交差（道路、路線）の位置、高さの確認等 ※山岸一ノ二排水区（5.04ha）
5-5 区画割及び面積測定	路線ごとの区画割・面積測定	枝線管きょを含む路線ごとの管きょ記号、排水区画割線の記入及び面積の測定・調整 ※山岸一ノ二排水区（5.04ha）
5-6 流量計算	路線ごとの雨水流出量の算定	枝線管きょを含む管きょ記号、排水面積（各線・追加）、管きょ延長（各線・追加）、流達時間、流出係数、雨水流出量等 ※山岸一ノ二排水区（5.04ha） ※鴨助堰排水区（15.36ha） ※既存データを活用して、変更箇所の外、当該排水区全体の流量計算表を作成すること
5-7 区画割平面図作成		枝線管きょを含む管きょ記号、区画割線、面積、分区界等の記入 ※山岸一ノ二排水区（5.04ha） ※鴨助堰排水区（15.36ha） ※既存データを活用して、変更箇所の外、当該排水区全体の区画割平面図を作成すること
5-8 幹線管きょ縦断面図作成		主要な管きょ（20ヘクタール以上）の縦断、幹線の名称、管きょ記号、各区間の距離、地盤高、管きょの形状、寸法、勾配、管底高等の記入 ※山岸一ノ二排水区（3.81ha） ※鴨助堰排水区（9.41ha） ※既存データを活用して、幹線管きょ縦断面図を作成すること
5-9 幹線管きょの施設平面図作成		主要な管きょ（20ヘクタール以上）の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きょ記号、各区画の距離、管きょの形状、寸法、勾配の記入 ※山岸一ノ二排水区（3.81ha） ※鴨助堰排水区（9.41ha） ※既存データを活用して、幹線管きょの施設平面図を作成すること
5-10 幹線管きょの流量計算表作成		主要な管きょの管きょ記号、排水面積、管きょ延長、流達時間、流出係数、雨水流出量、管きょの形状、寸法、勾配、地盤高、管底高等の記入 ※山岸一ノ二排水区（3.81ha） ※鴨助堰排水区（9.41ha） ※既存データを活用して、幹線管きょの流量計算表を作成すること
5-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、計画区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場等の位置及び各名称の記入 ※山岸一ノ二排水区（3.81ha） ※鴨助堰排水区（9.41ha） ※既存データを活用して、下水道計画一般図を作成すること
5-16 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水管きょ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査 ※山岸一ノ二排水区（8.85ha） ※鴨助堰排水区（24.77ha）
12. 提出図書の作成		
12-1 事業計画書	予定処理区域調書の作成 予定排水区域調書の作成 吐口調書の作成 管きょ調書の作成 処理施設調書の作成 ポンプ施設調書の作成	※山岸一ノ二排水区（3.81ha） ※鴨助堰排水区（9.41ha） ※既存データを活用して、作成すること
12-2 事業計画説明書		下水道法施行令第4条の内容に準ずる ※山岸一ノ二排水区（3.81ha） ※鴨助堰排水区（9.41ha） ※既存データを活用して、作成すること
12-3 提出図面まとめ		※山岸一ノ二排水区（3.81ha） ※鴨助堰排水区（9.41ha） ※既存データを活用して、作成すること
12-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「提出図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査 ※山岸一ノ二排水区（3.81ha） ※鴨助堰排水区（9.41ha）
14. 設計協議	発注者との設計協議	※山岸一ノ二排水区（8.85ha） ※鴨助堰排水区（24.77ha）

個人情報取扱事務に係る特記仕様書

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（盛岡市議会においては、盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第48号））及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者が講じるべき安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約の履行に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任者の選任)

第3 受注者は、個人情報が適正に取り扱われるよう、個人情報を取り扱う者（以下「事務取扱担当者」という。）に対して必要かつ適切な監督及び教育を行うため、責任者を選任するものとする。

(事務取扱担当者の明確化)

第4 受注者は、事務取扱担当者を明確にするものとする。

(利用の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報を、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、責任者及び事務取扱担当者以外の役員及び従業者に利用させてはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集し、又は作成するに当たっては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(適正な取得)

第7 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(作業場所の特定及び持出しの禁止)

第8 受注者は、この契約の履行に当たり、作業場所を特定し、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、当該作業場所を有する事業所内から個人情報を持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第9 受注者は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(日本国外における取扱いの禁止)

第12 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を日本国外において取り扱ってはならない。

(再委託の禁止)

第13 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の事前の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受注者は、前項の規定により委託する場合には、受注者と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して受注者が発注者に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(返還等)

第14 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示をしたときは、消去又は廃棄の方法により当該個人情報が記録された資料等を処分するものとする。

2 受注者は、前項ただし書の規定により処分したときは、当該消去又は廃棄を行った日時及び担当者氏名並びに当該消去又は廃棄の内容について、発注者に書面により報告しなければならない。

(報告)

第15 受注者は、発注者から求めがあったときは、委託先における責任者及び事務取扱担当者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況について、発注者に書面により報告しなければならない。

(立入検査等)

第16 発注者は、必要があると認めたときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者がこの契約を履行するための事務室、電子計算機室等に立ち入り、電子計算機その他の必要な物を検査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 発注者は、必要があると認めたときは、受注者の履行に発注者の職員を立ち合わせ、又は受注者に対しこの契約の実施に関して、調査し、若しくは報告を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、受注者が発注者の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に委託する場合において準用する。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 発注者は、受注者からの報告及び前3項の立入検査等の結果、受注者における個人情報の取扱いが、不相当と判断したときは、受注者に対し、個人情報の安全管理措置の改善を求めることができるものとし、受注者はこれに対し速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第17 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに理由を添えて発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務取扱担当者への周知徹底)

第18 受注者は、事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなどについて必要な事項を周知しなければならない。

(教育研修)

第19 受注者は、責任者及び事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 受注者は、事務取扱担当者のうち、情報システムの管理に関する事務に従事する者に対し、個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 受注者は、事務取扱担当者のうち、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第29条の2の規定によるサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する教育研修を行うものとする。
- 4 受注者は、教育研修を実施するに当たり、研修計画を策定し、実施体制を確立するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第20 受注者がこの契約に違反していると発注者が認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- 2 業務の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合についてはこの限りではない。

公正な職務の執行に係る特記仕様書

(基本的事項)

第1 発注者と受注者は、この契約の履行にあたり、盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、市民の利益の保護を図るため、法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保しなければならない。

(通報対象事実)

第2 通報対象事実とは、受注者の役員、従業員その他の関係者（以下「役職員」という。）の契約事務等に係る職務の執行に関する事実で、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるものをいう。

(公益通報)

第3 公益通報とは、受注者の役職員が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会又は盛岡市公正職務審査会に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除くものとする。

(通報対象事実に係る措置)

第4 受注者は、契約の履行にあたり、通報対象事実があったと認められ、発注者から勧告を受けたときは、当該事実の中止その他是正のために必要な措置を講じなければならない。

(調査の協力)

第5 受注者及び受注者の役職員は、通報対象事実に関し、発注者、盛岡市公正職務委員会又は盛岡市公正職務審査会が行う調査に協力しなければならない。

2 受注者及び受注者の役職員は、調査に協力した際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第6 受注者は、契約の履行にあたり、受注者の役職員に対し、条例に基づく公益通報をしたこと、又は通報対象事実に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 受注者は、前項の理由により不利益な取扱いがあったと認められ、発注者から勧告を受けたときは、その不利益を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第7 発注者は、受注者が正当な理由なく第4又は第6の措置を講じないと発注者が認めたときは、その旨を公表することができるものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第8 発注者は、受注者が第4又は第6の勧告に正当な理由なく従わないとき又は第5の調査に正当な理由なく協力しないときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

2 契約の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合についてはこの限りではない。

	課長	課長補佐		係長	精算	設計	

令和 5年度

業務委託設計書

河川路線名

業務名 北上川上流域関連盛岡市公共下水道事業計画変更業務委託

履行場所 盛岡市内 地内

円也

175日間

	名称	数量	単位	摘要
業務 の 概 要	事業計画 (流域関連公共下水道: 雨水計画のみ)	1	式	
				単価使用年月 2023年 8月
				歩掛適用年月 2023年 8月
				労務単価割増率 無し

業務委託費内訳書

業務番号: 2023-C201-0005-51

業務名	北上川上流域関連盛岡市公共下水道事業計画変更業務委託				業 種 目	下水道設計業務 下水道基本計画策定積算基準	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下水道基本計画策定積算基準		式	1				
下水道法による事業計画業務		式	1				
事業計画		式	1				
事業計画F	流域関連公共下水道: 雨水計画のみ	式	1				内 1号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費	下水道施設設計業務 紙成果品有り	式	1				
直接原価 (その他原価除く)		式	1				
その他原価		式	1				内 2号
一般管理費等		式	1				内 3号
業務価格		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	2023.08
歩掛適用年月	2023.08
労務調整係数	■■■■■

内 2号	その他原価						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費 (設計業務)		式	1		■■■■■		
$\alpha / (1 - \alpha)$		%	■■■■■			■■■■■	
その他原価		式	1		■■■■■	■■■■■	
合計					■■■■■		

1 次内訳書

単価使用年月	2023.08
歩掛適用年月	2023.08
労務調整係数	■■■■■

内 3号	一般管理費等						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
業務原価		式	1		■■■■■		
$\beta / (1 - \beta)$		%	■■■■■			■■■■■	
一般管理費等		式	1		■■■■■	■■■■■	
合計					■■■■■		

2 次内訳書

単価使用年月	2023.08
歩掛適用年月	2023.08
労務調整係数	■■■■■

内 4号	枝線4-1の選定 雨水管きよ						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
主任技師		人	0.331	■■■■■	■■■■■		
技師(A)		人	0.993	■■■■■	■■■■■		
技師(B)		人	0.662	■■■■■	■■■■■		
技師(C)		人	0.993	■■■■■	■■■■■		
合計					■■■■■		
J01 対象面積	5.04ha						

2次内訳書

単価使用年月	2023.08
歩掛適用年月	2023.08
労務調整係数	■■■■

内 6号	区画割及び面積測定 雨水管きよ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	主任技師		人	0.331	■■■■	■■■■	
	技師(A)		人	0.331	■■■■	■■■■	
	技師(B)		人	0.993	■■■■	■■■■	
	技師(C)		人	0.993	■■■■	■■■■	
	技師		人	0.331	■■■■	■■■■	
	合計					■■■■	
J01	対象面積	5.04ha					

2次内訳書

単価使用年月	2023.08
歩掛適用年月	2023.08
労務調整係数	■■■■

内 6号	流量計算 雨水管きよ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	技師(B)		人	0.334	■■■■	■■■■	
	技師(C)		人	0.668	■■■■	■■■■	
	技術員		人	0.334	■■■■	■■■■	
	合計					■■■■	
J01	対象面積	20.4ha					

2次内訳書

単価使用年月	2023.08
歩掛適用年月	2023.08
労務調整係数	■■■■■

内 9号	幹線管きよ施設平面図 雨水管きよ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	■■■■■		人	0.166	■■■■■	■■■■■	
技師(B)	■■■■■		人	0.331	■■■■■	■■■■■	
合計						■■■■■	

2次内訳書

単価使用年月	2023.08
歩掛適用年月	2023.08
労務調整係数	■■■■■

内 10号	幹線管きよ流量計算表 雨水管きよ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	■■■■■		人	0.331	■■■■■	■■■■■	
技師(B)	■■■■■		人	0.662	■■■■■	■■■■■	
合計						■■■■■	
J01	対象面積	13.22ha					

2次内訳書

単価使用年月	2023.08
歩掛適用年月	2023.08
労務調整係数	■■■■■

内 11号	下水道計画一般図作成 雨水管きよ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(B)	■■■■■		人	0.331	■■■■■	■■■■■	
技師(C)	■■■■■		人	0.662	■■■■■	■■■■■	
合計						■■■■■	
J01	対象面積	13.22ha					

